

令和6年度 第1回「モーダルシフト優良事業者大賞表彰」応募要項

本表彰制度は、モーダルシフトの普及・啓発や、品質、環境負荷低減の面で顕著な成果を挙げた事業者を表彰し、もってモーダルシフトの発展と健全な物流の更なる増進に寄与することを目指しております。以上を踏まえ、応募申請を行ってください。

I. 表彰の対象

当連合会の会員にかかわらず、「モーダルシフト」（トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること）を実施した荷主企業を含む事業者。

II. 表彰の部門

①～⑤の部門別表彰を設ける。申請者自身で応募部門を選択の上、応募すること。
ただし、選定委員会の判断のもと、応募と別部門で受賞することもある。

① 革新的取組み部門

新たな取り組み、前向きな姿勢を評価する。
自社で前例がないことを明記すること。

② 連携・協働部門

複数の荷主や物流事業者が情報を共有し、共同で取り組みを行っていることが条件となるため、必ず2社以上で申請すること。
荷主企業同士、物流事業者同士でも応募可能とする。

③ 継続拡大部門

3年以上にわたって、鉄道・海運による輸送量や輸送比率を毎年着実に拡大していることが条件となる。
必ず開始時期、輸送量・輸送比率がわかる資料を添付すること。

④ 環境負荷低減部門

CO2 排出量を大きく削減した取り組みを評価する。
必ず CO2 排出量の計算式と計算方法を明記すること。

⑤ 効率化・省人化部門

モーダルシフトによって運転時間や作業時間を削減する等輸送の効率化に関して成果を上げた取り組みを表彰する。
必ず削減された運転時間、作業時間とその計算式、又は輸送の効率化の内容を明記すること。

III. 応募の要件

応募する事業者は、当該実施年度の応募要項に掲げる書類を当連合会へ期日までに提出すること。鉄道または海運事業者（キャリア）は応募を受け付けない。

IV. 受賞者の決定

書類審査を経て、その結果を表彰選考委員会に諮り受賞者を決定する。

選考委員からの質問があった場合、申請者に個別質問、追加資料を依頼する場合がある。

- (1) 表彰選考委員会は有識者、学識者で構成される。
- (2) 選考委員会は非公開で行い、審議時に使用した資料は返却しない。

V. 表彰の実施

(1) 表彰の内訳

表彰は「II. 表彰の部門」の1)部門別表彰と、2)その他表彰とする。

- 1) 部門別表彰の数は各部門1～2つとする。その中で最も秀逸な取り組みを大賞として表彰する。
- 2) 奨励賞、特別賞の数に上限は設けない。

(2) 表彰基準

この応募要項に記載された基準を満たさない案件は、選考委員会に諮らないものとする。

(3) 表彰時期

毎年度1回、11月の当連合会理事会と同時に行うものとする。

(4) 表彰方法

当連合会のホームページ上で公開し、会長名において受賞者にそれぞれ表彰楯を授与する。

(5) 公表

当連合会は、受賞者の表彰内容について広く関係方面に公表する。また、寄稿文や講演により優良事業の展開に協力を依頼する場合がある。

VI. 注意事項

- ・ 応募案件に関係する企業すべてに許可を得た上で申請を行うこと。
- ・ トライアル案件は応募を受け付けない。3か月以上実施した案件で応募すること。
- ・ 過去に物流連の表彰制度で受賞した案件は、同一の内容では応募を受け付けない。しかし受賞後に何らかの新たな展開があれば応募可能とするが、その際は事務局に相談すること。

以上